⑸　（略）	⑸　（略）
⑹　企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合	（新設）
5・6　（略）	5・6　（略）
附　則	**附　則**
第1　施行期日	第1　施行期日
1　（略）	1　（略）
2　この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第4の2の規定により認定を受けた特定監理団体、第5の2の規定により認定を受けた適正監理計画及び第5の4の規定により認定を受けた企業単独型適正監理計画に基づき就労を開始している外国人造船就労者については、平成35年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	2　この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
別表第1　（表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施者である場合に限る。）	別表第1　（表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）
（略）	（略）
別表第2	別表第2

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
（略）	
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合、実習認定の取消し等を受けた場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
（略）	
23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
（略）	
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
（略）	
23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

附　則

1　この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人造船就労者受入事業に関する告示（以下「旧告示」という。）第5の1若しくは第5の3の規定による申請者しくは第5の5の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧告示第5の2若しくは第5の4の規定（第5の6において準用する場合を含む。）により認定を受けている適正監理計画若しくは企業単独型適正監理計画に基づき平成三十年三月三十一日までに就労を開始する外国人造船就労者については、この告示による改正後の外国人造船就労者受入事業に関する告示第5の2⑷又は第5の4⑷の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百四十七号

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前欄	改正後欄
線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍